

No.	質問	回答
1	証明書が交付されている施設かどうかは、どのようにすればわかりますか。	葛飾区の施設は区のホームページをご確認ください。区外の施設は、各都道府県や児童相談所のある自治体においてはその自治体のホームページでご確認又は直接保育園にご確認ください。
2	通っている施設が、年度の途中で証明書の交付を受けた場合、助成対象になりますか。	証明書の交付を受けた月から助成対象になります。（ただし月途中で証明書の交付を受けた場合は、翌月から助成対象となります。）
3	区外の施設も助成対象になりますか。	助成対象になります。
4	年度の途中で区外に転出した場合でも助成対象になりますか。	条件を満たしていた月の保育料は、区外に転出しても助成対象になります。
5	保育の必要性の認定はどのようにすれば受けることができますか。	保育課入園相談係（5654-8278）で申請できます。認定されると支給認定証が交付されます。認定証の有効期間が助成の対象となります。
6	支給認定証は葛飾区以外の自治体から交付されたものでもいいですか。	葛飾区が発行したものに限りです。
7	所得によって助成金額は変わりますか。	変わりません。条件を満たしていれば月額15,330円又は42,500円を限度に助成します。
8	昨年度分の保育料は助成対象となりますか。	今年度分の保育料が助成対象となります。
9	申請書はどこで入手できますか。	区ホームページからダウンロード又は子育て支援課の窓口で入手してください。
10	この助成金は課税対象になりますか。	令和3年の税制改正により令和3年1月1日以降の助成金は非課税対象となりました。詳細は葛飾税務署（3691-0941）にご連絡ください。
11	領収書をなくしたときは、どのようにすればいいですか。	区指定の支払証明書（園が記入したもの）をご提出ください。様式は区ホームページからダウンロードできます。
12	認可保育所等には申し込んでいませんが、支給認定証の交付は受けられますか。	就労などの理由がある方は必要書類を添えて支給認定のみの申請ができます。詳しくは保育課入園相談係にお問合せください。
13	以前認可保育所に申し込んで入れなかったため、認可外保育施設に入っていますが、今年は認可保育所の申込みはしていません。この場合は対象になりますか。	以前認可保育所を申し込んだ要件に変更がなければ対象となります。支給認定の期限が切れている場合は、再度必要資料を添付の上申請してください。詳しくは保育課入園相談係にお問合せください。
14	認可保育所に在籍していますが、助成の対象になりますか。	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に在籍している場合は、助成の対象外になります。
15	保育の必要性の認定（2号又は3号）を受けていませんが、助成の対象になりますか。	認定を受けていない場合は、助成の対象外となります。
16	育児休業期間は助成の対象になりますか。	原則として育児休業期間は保育の必要性の認定を受けられないため助成の対象外になります。詳しくは保育課入園相談係にお問合せください。